

●働き方改革

【001】 残業時間 ※労使協定を結んだ場合でも適用される

原則：月（A）時間まで
年（B）時間まで

例外：繁忙期などやむを得ない場合
月（C）時間まで
2～6ヶ月の月平均（D）時間
年（E）時間を限度に残業可能
超えると**罰則**となる
ちなみに、月80時間以上の残業を（F）ラインとしている。

大企業：2019年4月～ 中小企業：2020年4月～

【002】 （A）制度

・終業から始業まで一定の休息時間を確保するよう企業に**努力義務**

【003】 （A）制度

- ・年収（B）万円以上の高度な専門知識をもつ労働者に適用
→労働時間規制の対象外とする
適用には同意が必要
- ・年間（C）日以上の日
その他、勤務間インターバルや2週間連続の休日などを認めないと
いけない。

【004】 （A）制度

- ・正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の禁止
→通勤手当や休日手当、福利厚生など
ただし、基本給や賞与については違いを認めている。
- ・派遣労働者に関しては、派遣先と同じにするか、同じ業務の平均的な待遇と同等以上とする労使協定を派遣元と結ぶかのいずれかとする。

この制度に関して、大企業は（B）年4月から、中小企業は（C）年の4月から予定されている。

● 解答

【001】 ※細かい数字を覚えておかないといけない

- A : 45
- B : 360
- C : 100
- D : 80
- E : 720
- F : 過労死

【002】

- A : 勤務間インターバル

【003】

- A : 高度プロフェッショナル
- B : 1075
- C : 104

【004】

- A : 同一労働同一賃金
- B : 2020
- C : 2021